

生活安全委員会からのお知らせ(7月)

2024年7月11日 no5

① 自転車の交通違反に「青切符」導入へ

自転車に関する事故が増加中、より実効性のある取締りを行うため、自転車の交通違反に反則金を納付させる。いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が可決・成立しました。

青切符による取締りは公布から2年以内に施行され、対象となるのは最低限の交通ルールを知らないと考えられ、原付や免許などを取得できる年齢である16歳以上の利用者です。

反則金はこれから政令で決まりますが、5000円から1万2000円と想定されています。

また、自転車の酒気帯び運転に対しても車同様「3年以下の懲役、または50万円以上の罰金」とする罰則が設けられます。

自転車の交通違反



信号無視



徐行せず歩道通行



一時不停止



携帯電話使用



右側通行

男鹿工業にも自転車のマナーを指摘する電話が来ることがあります。交通ルールをしっかりと守り、市民や地域住民から愛され応援される「男工生」になりましょう!!

F3 生活安全委員会作成